

## 特別寄稿 熊本地震の教訓

## 法制化された物資供給システム機能せず

山梨大学地域防災・マネジメント研究センター長 鈴木 猛康

大きな被害を出した熊本地震は、防災面で地方自治体に多くの教訓を残している。熊本に調査に入り、2012年から14年にかけて日経グローバルで「ここが足りない自治体防災」「事例に学ぶ自治体防災」を執筆した鈴木猛康・山梨大学地域防災・マネジメント研究センター長に寄稿してもらった。

南海トラフにおけるプレートの沈み込みが、中央構造線上の別府-島原地溝帯にひずみを蓄積させていました。4月14日に熊本県益城町の直下で発生したマグニチュード6.5の地震は、次第に活動が終息するどころか、布田川-日奈久断層帯のあちこちで地震を発生させ、4月16日にはマグニチュード7.3の大地震が発生しました。さらに大分県でも活動が活発となり、死者49名（4月26日現在）の大災害となりました。今後も長引く避難生活や生活再建など、課題が山積しています。

## 庁舎被災、中越地震の教訓生かされず

熊本県は2013年に布田川-日奈久断層帯を震源とする地震の被害想定を行っています。その結果は、M7.9という最大級の内陸直下型地震により、熊本市、益城町、八代市、宇土市など、今回の熊本地震で激しい揺れに見舞われた16の市町村で震度7、死者960人、負傷者は2万7000人というものでした。熊本県によるこの地震被害想定は、県内市町村の地域防災計画に反映されています。ところが、市町村の地震に対する備えは、ハード、ソフト両面で明らかに欠けていたように思います。

宇土市は庁舎の耐震性が不足するため、新庁舎への建て替えを検討していました。庁舎建設検討委員会から今年2月に、複合的な機能を有する新庁舎建設の答申が提出されています。現在の5階建て庁舎は4階部分が押し潰され、庁舎内に災害対策本部を設置できませんでした。



避難所となった益城町総合体育館

震度7の激震地となった益城町も同様でした。庁舎は被災し、庁舎の駐車場に設置した災害対策本部を、町は健康福祉センターに移動させました。自治体の災害対策本部は文字通り災害対策の中核で、情報の一元化を図り、分析し、庁内外との調整を図り、迅速な対応を決定するための拠点です。代替施設は、あらかじめBCPに基づいて準備していた施設ではないので、満足な災害対応はできません。04年の新潟県中越地震の際の川口町（現長岡市）の教訓が、いまだに生かされていません。

行政と同様、住民も地震に対して無防備でした。避難所には早い者勝ちで住民が場所を確保していますから、後から支援に入ったボランティアは、もはや避難所運営に手を付けられない状態だと嘆いていました。校庭に椅子をならべて「カミ、パン、水、SOS、コクフ」と書いた熊本国府高校をはじめ、高齢者の多い避難所で、自分自身も避難者であるにもかかわらず、自発的に避難所運営支

援に当たった学生を本当に誇らしく思います。

倒壊家屋や倒壊は免れたものの大きく損傷した家屋の中を、現地で見せてもらいました。死者が出なかったことが不思議なくらい未固定だった家具が転倒して物が散乱していました。とくに台所は、右の写真の通りひどい状態でした。食事の準備や食事の時間に地震が発生していたらと思うと、背筋が凍りました。

### 県の救援物資受け入れ拠点が被災

熊本県の救援物資受け入れ拠点3カ所はすべて被災し、使用不能となりました。3つの拠点のうち2カ所は最も揺れの大きかった益城町にありました。このため行き場を無くした救援物資は県庁のロビーに積み上げられることになりました。

一方、熊本市では熊本県民総合運動公園に、全国からの救援物資が集まり始めました。しかし、ここから5つの区の集積所への配送が滞りました。物資の仕分けをするのは物流の素人の市職員です。自衛隊やボランティアの支援を受け、5つの区の物資集積所へ向かう配送車に物資を積み変える作業を行いました。ところが、今度は物資を配送された区の集積所で、さらなる混乱が発生していました。仕分け作業の人手が足りず、フォークリフトなどの資機材もないことに加え、各避難所に必要な物資の情報が一元化されていないため、集積所で荷下ろしの順番待ちをするトラックの列ができてしまいました。これでは避難所に物資が届かないわけです。

災害時の救援物資供給システムの問題点は、大災害で繰り返し指摘されてきました。11年の東日本大震災では、仙台市で市の救援物資拠点から区の集積所、区の集積所から各避難所へという救援物資供給システムが破綻しました。理由は熊本と同じです。市の救援物資拠点から直接自衛隊が各避難所に物資を搬送し、搬送先の避難所で必要な物資を聞き取り、その情報を市の物資拠点へ持ち帰って物資配送という単純なシステムに切り替え、ようやく避難所に必要な物資が供給されるようになりました。このような貴重な教訓が熊本で



家具の転倒で散乱した台所（谷原村）

生かされていないのが残念でなりません。

各避難所→市町村→県→内閣府という救援物資要請情報の連絡ルート、内閣府→トラック協会→県→市町村という物資供給システムは、12年の災害対策基本法改正によって法制化されました。しかし、この方式では各市区町村の集積所の職員の仕分け作業がボトルネックとなって、避難所に物資が届かなくなるのです。

### 教訓生かす仕組みが必要

新潟県見附市では、全国に店舗を持つホームセンターと協定を締結し、見附市が被災自治体から要請を受けた物資を、被災地に近いホームセンターの営業所で手配してもらい、必要な場所に配送してもらうシステムを運用しました。その費用は見附市が支援金等で賄っています。このように、支援する側の自治体も、被災地の立場になって知恵を絞り、実行することが大切でしょう。

東日本大震災を経験した東北の自治体が、被災地の自治体に派遣されています。95年の阪神淡路大震災を経験した兵庫県が始めた被災自治体支援は、その後、被災自治体による恩返しとして継続的に行われています。この仕組みを法制化し、災害の種類や被災自治体が必要とする業務に応じて、迅速に支援自治体が経験豊富な職員を派遣するシステムの構築が望まれます。

被災経験のない自治体も、積極的に職員を被災自治体に派遣すべきでしょう。大災害からしっかり学び、自らが得た教訓を次の災害対応に生かすための仕組みも必要です。 **G**